

新過疎法の制定及び過疎集落維持・再生総合対策 事業の創設に関する緊急要望

本県の過疎集落の多くは、今や崩壊寸前の状況に追い込まれていると言っても過言ではなく、地域社会は崩壊の危機に瀕していることから、平成22年度3月末をもって期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新過疎法の制定を図るとともに、新過疎法においては、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 一 過疎地域の指定については、現行の過疎地域を引き続き対象とすること。
上記以外の地域において、過疎化が進んだ集落が多い地域を、新たな定義できめ細かく指定すること。
- 一 過疎債の地方交付税算入率を引き上げるとともに、既存施設の解体撤去費用等、過疎債の対象範囲の拡大を図ること。
- 一 過疎集落維持・再生に向けた地域の自主的・自立的活動を総合的に支援するための交付金等による助成制度の創設や大胆な制度、規制等の緩和を図ること。

平成21年11月19日

和歌山県市長会
会長 真砂 充 敏



和歌山県市議会議長会
会長 宇治田 清 治



和歌山県町村会
会長 中山 正 隆



和歌山県町村議会議長会
会長 美野 勝 男

